



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名	ムーンバット株式会社
代 表 者	代表取締役・社長執行役員 中村 卓司
(コード番号)	8115 東証第二部)
問合せ先責任者	取締役・執行役員 管理本部長 山田 隆二
(TEL.)	075-361-0381)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について、平成27年6月26日開催予定の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更

1. 単元株式数変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に集約することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する会社として売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、同行動計画の主旨を尊重し、今般、当社普通株式数を100株に変更するものであります。

2. 単元株式数変更の内容

当社の普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成27年6月26日開催予定の当社第74回定時株主総会において、本単元株式数の変更に関する定款一部変更議案並びに下記Ⅱ.の株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

Ⅱ. 株式併合

1. 株式併合の目的

上記Ⅰ.のとおり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単위를100株に変更いたしますが、これにあわせ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（5株を1株に併合）を行うものです。

このたびの株式併合により、株主還元への機動性が高まるとともに、時価総額に対して発行済株式総数が多いという状況が解消され、株主、投資家の皆様に、様々な指標を通じ、会社の現況について、より理解を深めていただけるものと考えております。

2. 株式併合の内容

- (1) 株式併合する株式の種類 普通株式
- (2) 株式併合比率 5株を1株に併合
- (3) 減少株式数

[普通株式]

(平成27年3月31日現在)

併合前の発行済株式総数	26,708,668 株
併合により減少する株式数	21,366,935 株
併合後の発行済株式数	5,341,733 株

(注)「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(4) 株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は5分の1に減少しますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。

また、株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することにより、株式の売買単位は10分の1の100株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはありません。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

3. 併合により減少する株主数

平成27年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

当社の株主構成 [普通株式]

(平成27年3月31日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	2,741 名 (100.0%)	26,708,668 株 (100.0%)
5株未満 (1～4株)	336 名 (12.3%)	369 株 (0.0%)
5株以上	2,405 名 (87.7%)	26,708,299 株 (100.0%)

(注) 本社株式併合を行った場合、5株未満の株式を保有されている株主様336名(その所有株式の合計は369株)が株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取りを請求することができます。

4. 株式併合の条件

平成27年6月26日開催予定の当社第74回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び上記I.の単元株式数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

なお、発行可能株式総数の変更については、改正会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成27年10月1日)に発行可能株式総数の変更にかかる定款の変更をしたものとみなされます。

5. 上記株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

15,000,000 株

III. 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の日程

取締役会決議日	平成27年 5 月12日	
定時株主総会決議日	平成27年 6 月26日	(予定)
株式併合の効力発生日	平成27年10月 1 日	(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成27年10月 1 日	(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成27年10月 1 日	(予定)

※上記の単元株式数の変更に伴い、平成 27 年 9 月 28 日以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

IV. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

- (1) 上記「I. 単元株式数の変更」に伴う規定の変更を行うものであります。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。
- (3) 取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 26 条(取締役との責任限定契約)及び第 34 条(監査役との責任限定契約)に係る規定を新設するものであります。
なお、定款第 26 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
	(取締役との責任限定契約) 第 26 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 26 条～第 32 条 (条文省略)	第 27 条～第 33 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第 8 条(単元株式数)の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成27年 6 月 26 日 (予定)

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合と単元株式数の変更に関する Q & A

【ご参考】

株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般、当社では5株を1株とする株式併合と単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて5株を1株に株式併合することを予定しております（株式併合実施後の100株は、併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位は併合前の2分の1となります。）。

Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	453株	0個	90株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成27年11月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、す

べてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q 5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 6 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 3の例②、③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成27年6月26日	定時株主総会開催日
平成27年9月25日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成27年9月28日	当社株式の売買単位が100株に変更 株式併合の効果が株価に反映
平成27年10月1日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電 話： 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上